

第 101号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成20年 9月 1日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成〇年〇月〇日付けで名古屋市長に対して審査請求（以下「別件審査請求」という。）を行い、裁決書を平成18年にもらっているが、行政不服審査法（昭和37年法律第 160号。以下「法」という。）第44条に「裁決をしたときは、速やかに証拠書類又は、証拠物は提出人に返還しなければならない。」と書かれているにもかかわらず、〇〇〇〇〇〇〇〇に証拠書類を返還しない理由の分かるすべての文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 平成20年 9月 9日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由に非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年10月14日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
(1) 異議申立人は、名古屋市北区北保健所長（以下「北保健所長」という。）が行った平成〇年〇月〇日付け営業禁止処分を不服として、同年〇月〇日付けで名古屋市長に対して別件審査請求を提起した。審査庁として名古屋市健康福祉局健康部食品衛生課（以下「食品衛生課」という。）が審査事

務を行い、平成18年10月13日付けで裁決を行った。

裁決書の教示をもとに、当時の食品衛生課長及び同課食品衛生係長（以下「食品衛生課長等」という。）に法第44条の規定により、提出した証拠書類等の返還を求めた。しかし、食品衛生課長等から、裁判（取消訴訟）になれば原告、被告の争う間柄になり、返還できないという理由で断られた。

また、当時の市民経済局地域振興部広聴課を通して、平成19年12月12日、平成20年 2月21日、同年 4月21日及び同年 7月 2日に「このたび、あなたからお寄せいただきました件につきましては、次のとおりお答えいたします。この件に関しましては、現在係争中でありますので回答は控えさせていただきます。」という文書をもらい、原本を提出した証拠書類等について尋ねても回答を拒否され、裁判において大変な不利益を被った。裁判が終わってから返還されても、ただの紙切れである。

- (2) 法第44条は「審査庁は、裁決をしたときは、すみやかに、第26条の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び第28条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。」と規定している。また、裁決書には「この審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に、名古屋市長を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます。」と教示されている。

平成18年10月13日の裁決によって、双方の弁明、意見、反論、証拠書類等の審理は終わっており、社会通念上、又は常識上、裁決の日から6か月以内に提起することができる裁判に間に合うように証拠書類等を返還しなければならないことを審査庁に義務付けたものと解釈すべきである。裁決の日から2年以上経過した平成20年10月14日に証拠書類等を返還することは、法第44条を遵守していない重大な義務違反行為である。

- (3) 食品衛生課は、弁明意見書において、「なお、提出された証拠書類については、返還を拒否するものではなく、本件審査請求についてはすでに裁決済みであり、異議申立人からの要望に応じ、提出された証拠書類を返還する旨、異議申立人にはすでに伝えている。」と述べるが、異議申立人は別件審査請求が裁決された時点で証拠書類等の返還を求めたのである。すでに裁決から2年も経っており、証拠書類等を返還しない理由の分かるすべての文書が不存在であるわけがなく、すみやかな公開を求める。

(4) 別件審査請求に係る多くの反論書、証拠説明書、各書証、意見書、通知書、抗議書、訂正書等を提出しているが、食品衛生課は証拠書類等が原本か写しかの証拠調べはしていない。これらの証拠書類等には異議申立人の実印が押してあり、異議申立人が作成した各書証は原本である。

また、法第44条には、写しは返還しなくてもよいという文言はない。原本である証拠書類等を提出している以上、原本か写しかに関係なく、全ての証拠書類等を返還すべきである。

(5) 証拠書類等を返還しなかったことは、証拠書類等を調べずに隠ぺいして、裁決をしたことと同じことであり、当該裁決は違法なものである。さらに、証拠書類等を返還しないことは窃盗行為であり、食品衛生課は審査庁としての認識、品格（品位）に欠けた窃盗集団である。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立人から提出された証拠書類が写しであり、返還の必要がないと判断したことについては、その理由を文書で示す必要性がないため、請求のあった文書を作成した事実はない。
- 2 異議申立ての理由で言及されている平成18年10月13日付け裁決書の教示については、異議申立人が請求した文書が存在する根拠とはなり得ない。
- 3 なお、別件審査請求についてはすでに裁決済みであり、提出された証拠書類については、返還を拒否するものではなく、異議申立人からの要望に応じ、提出された証拠書類を返還する旨をすでに伝えている。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

- (1) 異議申立人が請求している行政文書は、別件審査請求に係る証拠書類等を返還しない理由の分かる文書である。
- (2) 異議申立人は、別件審査請求に係る証拠書類等を返還しない理由の分かる文書は存在すると主張するので、これについて検討する。

ア 法第44条は、審査庁は、裁決をしたときは、すみやかに、第26条の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び第28条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならないと規定している。

しかし、法は、第44条において提出された証拠書類等を裁決後すみやかに返還すべきことを規定しているのみで、返還する必要のない提出物やその理由の文書化等について定めていない。

また、実施機関において不服申立てに係る事務を行うに当たり参考とする文書としては、法令、国が発した各種通知や法の解釈運用について説明した文書、市の取扱要領等が考えられるが、返還する必要のない提出物やその理由等について記載したものの存在は認められない。

イ 次に、実施機関は、別件審査請求に当たって、提出された証拠書類等が写しであり、法第44条に規定する返還すべき書類には該当しないという判断をしていたものであり、その当否はともかく、そもそも返還する必要性を認識していないという事実が存するだけであって、返還しない理由について文書を作成する契機自体がなかったと認められる。

ウ なお、異議申立人が口頭の意見陳述の際に、当審査会に提出した「市民の声」の回答書 4件について内容を確認したところ、異議申立人が実施機関に対して、証拠書類等の返還を求めた事実は確認できず、また、証拠書類等を返還しない理由に関する記載も確認できなかった。

(3) 以上のことから、本件異議申立ての対象となる文書は存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成20年10月17日	諮問書の受理
10月22日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月19日	実施機関の弁明意見書を受理
11月25日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳

	述申出書を提出するよう通知
平成21年 2月13日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
平成22年 6月 8日 (第114回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
7月13日 (第115回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
9月 8日 (第117回審査会)	調査審議
9月24日	答申